

## 令和6年度事業報告書

自 令和6年7月1日  
至 令和7年6月30日

本年度は、社員数70名で昨年度と同数の出発となった。法務局地図作成事業、酒田地区（5・6年度）の受注を逃し継続受注には至らなかつたが、上山地区（6・7年度）の受注を得、1年度目事業基準点測量作業等の納品を完了した。

当年度の決算は受託一覧表が示す通り、令和に入って初めて山形河川国道事務所の受注という明るい材料もあったものの、各官公署の期ずれの影響もあり近年にない低調な結果となった。法第14条事業に偏る当協会の財務体質からすると大変な事態である。詳細な精査と対策を講じたい。

しかし、法務局地図作成事業山形地区（7・8年度）の受注を得ており、8年度までの財務基盤の目途は凡そ確保できる見通しである。ただ、慢性的な人員不足と近年の異常気象、特に法務局地図作成事業において夏期の現地立会作業等の過酷さは言葉に言い表せない状況下にある。唯々、協働参加の皆さんに感謝申し上げたい。今年度の決算が示す通り公共調達の不安定を打破すべく、公益事業の安定した原資として積み上げられるよう努力していきたい。

令和6年度事業計画に基づき、下記の4項目を重要事業として運営を行った。

### ① 法的事業及び付随・関連事業

\*嘱託登記の重要性、必要性の啓発・推進事業（法的事業）

令和6年度受託一覧表記載のとおり各官公署様より業務の受注を得たが、全般的に低調であった。

業務を通じて、「高品質で統一した成果を迅速且つ誠実に履行することこそが究極の啓発活動である」を継続基本方針のもと事業を実施した。

本事業は当協会の事業目的（土地家屋調査士法）の根幹であり、「官公署の事業を通じ、県民の権利の明確化に寄与」することにある。

- ・前年度、国土交通省県下3事務所は県外の法人が廉価での応札をするため全敗であったが、山形河川国道事務所においては令和になってから初めて受注できた。国土保全を担う最高の機関からの受注ができる面白が立つ結果となった。また、酒田河川国道事務所も受注ができた。但し、単価的に非常に厳しい状況もあるが、前述したことも考慮に入れ、過度な競争受注の是非も含め、今後更なる検討課題としたい。

#### \* 地図作成作業の積極的参画事業（不動産登記法第14条1項地図作成作業等）

山形地方法務局（1年目作業：立会・細部測量他基準点測量他）より受託

上山市石崎一丁目ほか地区 0.57 km<sup>2</sup> 3,517筆

新設基準点 4級 324点 筆界保全標設置点数 5,200点

山形地方法務局発注法第14条地図作成事業（上山地区）の1年目作業の成果を無事納品することが出来た。2年目作業は実施中であり令和7年度の納品に向け奮闘している。人員不足解消のため作業進捗が共有でき、効率化を目指し専用ソフト「オプトシステム」を導入した。「ICT」化を進める一助としたい。酷暑の中の立会実施、全筆界点標設置と非常に難儀な作業をしていただいている担当諸氏に、改めて感謝申し上げたい。

令和5・6年度の法第14条地図作成事業（酒田地区）の受注できなかった結果が、甚だ低調な決算に影響した。

#### ② 公益法人としての国民に対する役割の自己認識と情報公開

##### \* 公共建物の無償表題登記事業

山形地区において実施（山形市学校給食センター）した。公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会との協働事業であり、無事完了贈呈することが出来た。

本事業は不動産登記制度、土地家屋調査士・司法書士制度の啓発と協会の紹介のため司法書士協会と協力して実施している事業であるが、総会において本事業についての成果を質問する社員もいることから事業継続の意義などを改めて精査したいと思う。

##### \* 研修会および公開講座

- ・一般・官公署に対する研修会も実施すべく所管官庁である山形県より、指導を頂いているが、地図整備等の業務に注力せざるを得ず、実施できなかった。新年度に検討実施したい。

- ・新庄地区合同事務打合会及び研修会を実施した。

法務局より講師を頂き新庄地区内の各官公庁職員、司法書士協会社員、土地家屋調査士協会社員合同研修会。同各官公署と打合会。

##### \* ホームページによる情報発信

一般の方や官公署の担当者の関心が向くテーマ等情報を掲示したかったが、役割・義務的情報発信しかできなかった。次年度において改善に努めたい。

##### \* 定期情報交換会等

- ・土地家屋調査士会、政治連盟、県議政治連盟顧問団、山形県と研修会
- ・司法書士協会と実施

③個人情報等、コンプライアンス並びにガバナンスの徹底と情報公開

- ・地図作成作業の事業規模が大幅に拡大しているが、社員数の減少もあり、担当地区以外の社員の協力、社員以外の人員を確保しなければ業務遂行できない状況下にある。担当各社員の連繋、報告・連絡・相談等重要性が増大している。
- ・公益認定等に関する法律の改正に伴う、外部理事・外部監査の受け入れに関する準備・対応。（定款、諸規程の見直し）

④法人の持続性・品確法による成果の安全・安心

- ・社員の減少・高齢化による事務の効率化を目指し、業務ソフト「オプトシステム」を導入、ICT化を目指す試みも兼ね本部にサーバーを置き利活用の試行実施。成果品の統一の確認については次年度に実施。